

納税ニュース

平成 17 年 9 月 15 日 第 8 号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

全国納税貯蓄組合連合会では、毎年、中学生を対象に「税についての作文」を募集しています。昨年、鹿野中学校 3 年生の在学中に、潮来税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞を受賞した大船津の内野詠樹さんの作文を紹介します。

平成 16 年度 中学生の税の作文入選作品

税金の使われかた

鹿野中学校 内野 詠樹 えいき

僕は、税金がどこに使われているのか知りたい。テレビのニュースなどで、税金のことがよく取り上げられているが、僕には少し難しくて分からない。そこで、家の人と税金について話をしてみた。

家の人と話をするまでは、税金なんて必要ないと思っていた。なぜなら、税金が何に使われているのかよく分からないし、税金を納めていない人もいるようだからである。

でも、話を聞いているうちに、税金は必要なものであるということが分かってきた。

例えば税金がなくなると国、市、町、村などの建造物が建てられなくなる。例えば、僕たちが利用している公民館や図書館がなくなると、読みたい本をすべて自分で買わなければならなくなったり、地域の様々な活動を行う場所がなくなったりして大変困ると思う。また、僕たちが通っている学校も税金によって建てられている。僕たちがこんなにもいい環境で勉強をすることができるのは、税金の中から僕たち中学生一人あたりにつき年間約 92 万円の資金を出してもらっているからである。これを個人で負担するとなると、勉強をしたくてもできなくなる人たちがたくさん出てくるだろう。実際、今でも他の国では、お金がないから学校に行けなかったり、教科書などもそろえられない

子どもたちが大勢いる。それを考えると、僕たちは、あまりお金のことを考えずに学校へ行くことができ幸せである。

家庭から出ているゴミの回収や処理にも税金が使われている。最近では、ゴミも多様化して処理の仕方が複雑になり、個人で処理をするには大変である。

社会保障関係にも税金が使われている。税金によって、僕たちの健康や生活を守ることにより、より豊かな社会がつくられてきているんだと思う。

豊かな生活環境をつくるために公共事業関係にも税金が使われている。今は、自動車が普及し、日本全国どこへでも自動車で行くことができる。それは、税金によって新しく道路を建設したり、危険な場所を整備したり、信号を取り付けたりしているのだから、僕たちが自動車で移動しやすくなって来ているんだと思う。また、上下水道や公園などの整備にも税金が使われている。僕たちが安心して水を飲んだり、使ったりできる上下水道が整備されているおかげである。

以上のことから考えると、税金は僕たちの生活を支えていることが分かった。また、日本は高齢化社会になってきている。だから、これから僕たちは、税金を納めて、みんなで協力しながら明るく住みよい社会をつくっていききたいと思う。

市税などの納付には便利な口座振替をお勧めします。

一度申し込みいただければ、指定した口座から自動的に納税する便利な制度です。

便利です！…納期ごとに金融機関などへお出かけいただく手間がなくなります。

確実です！…うっかり納め忘れることがなくなります。

安全です！…納税のために現金を持ち歩く必要がなくなります。

9月は固定資産税の納期です 納期限: 9月30日(金)

お知らせ

国民健康保険被保険者証(保険証)交付の納税相談

問合せ: 納税対策課(内線 276 ~ 279)

この相談は、短期保険証(9月30日まで有効)該当者の納税相談です(通知済み)。「納税相談をしない」場合や「何の連絡もない」場合は、保険証に代わるものとして「資格証明書」の交付になる場合もあります。

「資格証明書」により医療機関などで診療を受けた場合、全額自己負担(10割)することになります。

とき・ところ 9月21日(水) 9:00 ~ 18:00...市役所3階 301 会議室
9月22日(木) 9:00 ~ 18:00...市役所3階 301 会議室
9月25日(日) 9:00 ~ 17:00...市役所1階納税対策課
12:00 ~ 13:00 を除く

その他 (1)必ず世帯主または家族の人がお越しください。代理の人への発行はしません。
(2)印鑑と保険証持参。
(3)来られない人は、必ずご連絡ください。

庁舎の増改築に伴い納税管理課は8月22日より市役所2階に移動しました。

ご存知ですか? 市税などの納税相談

市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき 月曜日から金曜日の8:30 ~ 17:15(祝日を除く)

ところ 市役所1階 納税対策課

休日納税窓口を開設しています

平日は仕事などで、納めることが困難な人への納税窓口です。

とき 毎月第4日曜日の9:00 ~ 15:00(次は9月25日、10月23日)

ところ 市役所1階 納税対策課

同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各まちづくりセンター(公民館)または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成17年11月中旬の予定です。